## 小美玉市議会 総務常任委員会審査記録

招集年月日	平成 30 年 9 月 18 日 (火) 午前 10 時 00 分開会
会場場所	小美玉市本庁舎 3階 議会委員会室
云物物門	
出席委員	長島幸男委員長、村田春樹副委員長、大和田智弘委員、小川賢治委員、岩本好夫委員、植木弘子委員、市村文男議長
欠席委員	なし
J VIII JULI	島田穣一市長、岡野英孝市長公室長、立原伸樹企画財政部長兼財政課長、我妻智光総務
職務出席者の職氏名	部長兼総務課長、亀山一市民生活部長兼生活文化課長、太田勉危機管理監兼防災管理課長、久保田一江議会事務局長、木名瀬美昭消防長、藤本正子会計管理者兼会計課長、鈴木定男小川総合支所長兼総合窓口課長、飯塚新一玉里総合支所長兼総合窓口課長、植田みのり監査委員事務局長、中村均秘書政策課長、滑川和明市民協働課長、佐々木浩企画調整課長、園部章一税務課長、川島誠人収納課長、藤枝修二管財検査課長、菊田裕子市民課長、真家功環境課長、戸塚康志議会事務局次長、長島久男消防次長兼総務課長、福田善久消防次長兼小川消防署長、中島賢二警防課長、鈴木正人予防課長、植田賢一財政課長補佐、坂本剛総務課長補佐、大野和成総務課長補佐、片岡理一生活文化課長補佐、林美佐生活文化課長補佐、清水利雄防災管理課危機管理室長、道口聡防災管理課長補佐、中村理佳書記
	(1)1.請願第2号 宮田地区における太陽光発電施設建設工事の規制を求める請願書
	2.議案第 81 号 平成 30 年度小美玉市一般会計補正予算(第2号) 〔総務常任委員会所管〕
協議事項	
	4. 議案再 101 号 動産の買入れ契約の締結について
	(2)その他
会議 (発言等の要旨)	平成 30 年 9 月 18 日 (火) 午前 9 時 58 開会
村田副委員長	皆さんおはようございます。
	定刻よりも若干早いんですけれども、総務常任委員会を開催いたします。
	委員長あいさつ。長島委員長お願いいたします。
長島委員長	皆さん改めまして、おはようございます。
	昨日までの3日間3連休ということで、皆さんそれぞれ行事があったことと思います。
	日曜日はいくつかの小学校で運動会ということで、議員の皆さんも出席いただきまして
	ありがとうございました。
	また、昨日は敬老の日ということで、市長は前からそういうことでいろいろご苦労さまでした。新聞等によりますと小美玉市でも100歳以上の方が今年10人、全体では16
	よくした。利用等によりよりと小美玉巾くも100歳以上のカがっキ10人、主体とは10   人というようなことで記事に載っていました。本当に長生きできるように頑張っていた
	だきたいと思います。議会につきましては、9月の本議会いよいよ後半戦ということで、
	今週は各常任委員会トップをきって総務常任委員会ということで、午前中現地視察、午
	後から本議案の審議ということで、よろしくお願いしたいと思います。以上です。
村田訓禾昌臣	ありがとうございました。
村田副委員長	のりかとうこさいました。 つづきまして、議長あいさつ。市村議長お願いいたします。
市村議長	それでは、改めましておはようございます。
市村議長	いま、委員長からありましたように、終盤戦後半に入ったのかなというお話しがござ
市村議長	いま、委員長からありましたように、終盤戦後半に入ったのかなというお話しがございましたが、今日は素晴らしい天気に恵まれました。現地調査のほうも順調にいくのか
市村議長	いま、委員長からありましたように、終盤戦後半に入ったのかなというお話しがござ

村田副委員長	ありがとうございました。
打四副女员民	つづきまして、執行部あいさつ。島田市長お願いいたします。
島田市長	改めておはようございます。
	今日は、総務常任委員会ということで、委員会付託案件の審査ということで誠にご苦
	労さまでございます。この議会つづけてということで、皆さんそれぞれ忙しかったと思
	いますけれどもご協力いただいて、さきに話しありましたように決算特別委員会のなか
	でも審査をいただいて全議案お認めいただいたということで誠にありがとうございま
	す。有り難く感謝を申し上げます。
	また、今日は請願に基づいてということで、宮田地区の調査をされるようでございま
	す。大変暑くもなっておるところでございますので、体に気をつけていただいて現地を
	調査していただいてご審査いただければと思うところでもございますし、また総務常任
	委員会に提案しておりますそれぞれの議案についてはしっかり説明し、ご理解いただい
	て議案をお認めいただければ大変有り難いわけでありますので、よろしくお願いしたい
	と思います。ご苦労さまです。
村田副委員長	ありがとうございました。
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	議事進行の方は、長島委員長よろしくお願いいたします。
長島委員長	ここで傍聴議員ということで、福島議員、幡谷議員、木村議員、谷仲議員が来ており
	ます。
	それでは、議事に入る前に、請願第2号に関する宮田地区の現地調査を行いますので、
	総務常任委員は10時20分までに玄関ロビーにお集まりいただきたいと思います。
	なお、執行部におかれましては、午後1時30分より議案審査を行いますので、こちら
	の委員会室にお集まりいただけますようお願いいたします。よろしくお願いします。
	午前 10 時 20 分~午前 11 時 10 分 現地調査 (宮田地区)
	午後 13 時 30 分 再開
1〉逹顧笠の具 (	宮田地区における太陽光発電施設建設工事の規制を求める請願書 
1) 明明第2万	百田地区における太阪儿光电旭政建政工事の別刑を求める明顯者
長島委員長	議事に入る前に、本日1名の一般住民の方から当委員会を傍聴したい旨の申し出があ
7 1, 4312 17	りました。
	小美玉市議会委員会条例には、委員会公開の規定がございませんので、委員会として
	この申し出を許可するか否かを決定したいと思います。おはかりいたします。
	本日、当委員会の傍聴を許可することにご異議ございませんか。
各委員	「異議なし」と呼ぶ声あり
長島委員長	本日の傍聴は許可することに決しました。
	それでは、議事に入ります。
	本日の議題は、9月11日に付託されました議案審査付託表のとおりでございます。
	はじめに、午前中に現地調査を行いました「請願第2号 宮田地区における太陽光発
	電施設建設工事の規制を求める請願書」について議題といたします。請願内容について
	東数日よる説明とお願いなとします
	事務局から説明をお願いいたします。
1.11.4.2	
中村書記	着座にして失礼いたします。
中村書記	着座にして失礼いたします。 それでは、わたくしのほうから「請願第2号 宮田地区における太陽光発電施設建設
中村書記	着座にして失礼いたします。

で提出され、同日付で受理しております。紹介議員は、幡谷好文議員、藤井敏生議員、谷仲和雄議員の3名です。

請願事項につきましては、

- 1. 当時案に関する農地法の許可につきましては、「宮田字中谷津575番他29筆 29,70 1㎡」及び「宮田字亀久保734番他9筆 6,981㎡」に係る地元土地改良区意見書(沢目川水利組合)の意見書の添付を必須とすること。
- 2.「小美玉市土地の埋立て等の規制に関する条例」第15条許可基準の条例改正を行うこと。

違反者の、短期間での新たな埋立て行為を防止するため、現条例において条例に基づき処分を受けた者の規制要件は5年になっているが、条件の更なる厳格化を図ること。

3.「小美玉市土地の埋立て等の規制に関する条例」の改正条例 (H30. 2. 1 施行) を 厳正に執行され、適正に事業者指導を行うこと。

というものでございます。以上でございます。

#### 長島委員長

それと、現在の状況を担当部署のほうからも説明をお願いいたします。

### 真家環境課長

それでは、説明させていただきます。

趣旨につきましては、ただいまの説明のとおりでございます。午前中現場で説明をいたしましたとおり現場につきましては自分の所有地ではありますが、山林から一部土を入れ農地法第4条違反として農業委員会会長名で、原状回復命令が出ている状況であります。

また、山林の無許可伐採ということで農政課から指導があり、事後届けをした状況であります。宮田地区における太陽光発電事業につきましては、請願書にもありますよう太陽光発電の無秩序な建設がつづいており、何等かの規制が必要であると考えるところでございます。市にはこの請願書と同様の内容で要望書が提出されております。請願事項につきましては3点ほどございますが、内容的には1点目が農業委員会の内容になっておりますので、事前に担当課である農業委員会の所管を聞いてまいりましたのでご説明させていただきます。

1点目、農地法の許可につきましては、地元土地改良区の意見書等が申請にあたり必要添付書類になっております。ここでは沢目川水利組合の同意書の添付が申請には必要条件になっているため、現在、受付の段階には至っていないという状況であると聞いているところでございます。従いまして請願事項1点目の内容につきましては、必要条件であることから妥当な内容であると判断いたします。

つづいて2点目、3点目の内容につきましては環境課の内容になっておりますので、 環境課として所管を述べさせていただきます。

まず、2点目「小美玉市土地の埋立て等の規制に関する条例」第15条許可基準の条例 改正を行うこと。具体的に申しますと、違反をした者に対し処分を受けた者の規制要件、 現条例では5年でありますが、これに対しましてさらなる厳格化をはかることにつきま して無許可による条例違反者につきましては、一度違反した者は再び違反行為を行う可 能性があります。このようなことから考えれば現条例での5年をさらに厳しく延ばすこ とは、さらなる抑止効果の規制となる内容と判断いたしております。

つぎの3点目、「小美玉市土地の埋立て等の規制に関する条例の改正条例 (H30. 2. 1 施行)を厳正に執行され、適正に事業者指導を行うこと。」につきましては、本年2月1日から施行しており、現在これに基づき厳密に執行しているところでございます。今後につきましても適正に事業者指導に取り組んでまいりますので、これにつきましても妥当な内容であると判断いたします。以上担当課の所管を述べさせていただきました。以上です。

#### 長島委員長

ありがとうございました。

これより、皆さまからご意見をいただきたいと思います。 意見がある方は、挙手によりこれを許します。

村田委員	この「宮田地区における太陽光発電施設建設工事の規制を求める請願書」ということなんですけれども、わたくしども議員のほうがもらっている請願書のほうに用紙があります。そのなかの最後のほうの文なんですけども、当地区さらには小美玉市民の安全・安心な生活環境を守るため宮田地区における太陽光発電施設建設工事に 72 名の署名をもって反対いたしますということで書いてあります。さきほど事務局のほうで読み上げてもらいました趣旨のほうには、しっかりと住所のほうを説明してここの部分だよということで説明されました。この用紙の部分にもできれば住所があればいいなというふうに思ったんですけれども、でなければ、宮田地区全体における太陽光発電施設建設工事に反対しますということになるのではないかなというふうに解釈できるのではないかと思っております。
長島委員長	そのほかございますか。
小川委員	ただいま、環境課長のほうから請願事項の説明がございました。2番目の現条例において処分を受けた者の規制要件は5年になっているというようなことで、条件のさらなる厳格化ということの説明がありました。このさらなる規制なんですが、現在5年になっているということなんですが、この5年以下ということで理解していいんでしょうか。
真家環境課長	この5年というのは、現条例で規制を受ける期間でございますので逆に5年以上ということです。
小川委員	5年以上ということですね。了解しました以上です。
植木委員	わたくしの意見といたしましては、こちらのほうの請願の用紙のほうにもありましたように、農業をやるという意志のもと許可を受けたものでありながら、当該地は農業を営んだ形跡もなくという形で実際午前中に現場を見させていただきましたらば、本当にこの文章どおりの状況になっているというのを確認させていただきました。そのうえでもってこの請願に対しまして採択させていただきたいなという思いでおります。これは担当部署のほうに確認なんですが、3番目の厳正に執行しているところということではありますが、そのうえでこういう問題が生じてしまうということで認識してよろしいのでしょうか。
真家環境課長	条例改正を 30 年 2 月 1 日施行ということでやっておりますが、現在は以前よりは事業者側が非常に条例を意識しているという状況でございます。従いまして、こういった条例のさらなる厳正化というのは、そう意味では効果があったのかというふうに判断しておりまして、引きつづきこれに従って適正に事業者指導を行っていきたいと思っております。
植木委員	引きつづき、よろしくお願いしたいと思います。以上です。
大和田委員	午前中現地をみんなで見てきたわけですけれども、あの狭い場所で、そして、東側に 立木が立っているということで太陽光敷地としては不適地だというふうに見てきました。あの請願にもあるようにあの地区は不法投棄でだいぶ悩まされている地域でもありますし、あの現状から見たらあんな低いところに太陽光施設が建つわけはない。あの地元の人が心配するように、また、不法埋立てが行われるのではないかなというなかで、最低限の住民としての請願事項だと思いますので、わたくしはこの請願は採択すべきだというふうに思っております。
岩本委員	さきほど、村田副委員長からお話しがありましたが、これ用紙のほう上から読んでいけば十分理解できる部分だとも思います。下の4行だけ見ると村田副委員長のような考

	え方これ文章の取りかただと思うのですけど、請願事項のほうも執行部のほうの説明のなかで妥当であるということ。それに加えて執行部で対応できるということ。それに加えて3番目のやつも 30 年2月1日から施行しているものもある程度歯止めになっていること。これは大事なことだと思います。執行部のほうで一生懸命考えて地域のために条例改正をしてそれが十分歯止めになっている。さらに厳格化していくという部分でこういった埋立てをまた容認してしまうと、さらなる地元の方たちはかなり迷惑している部分もあると思います。是非これ採択していただいて請願人の気持ちを組んであげたいと思います。
長島委員長	さきほど、村田副委員長のほうからお話しがありましたが、再度村田副委員長のほうでご意見ありますか。
村田副委員長	この請願事項なんですけれども、用紙の部分でさきほどわたくしのほうがこの住所を 入れておいたほうがいいのではないかというふうにお話ししたんですけれども、請願事 項は何ら問題はありません。これは本当に採択すべきものだと思っておりますので、こ のあと委員長のほうで審議を諮っていただきたいと思います。よろしくお願いします。
長島委員長	わたくしのほうも、今、皆さんお話しいただきましたように、この宮田地区においては従来より、この太陽光発電施設によって相当な被害を被っているというようなことで、今回この地区の全員の皆さまと、そのほか関連する水利組合の皆さまからの請願ということでわたくしのほうは採択という考えでおりますそれでは、議論もつくしましたと思いますので、これより採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり採択すべきものと決することにご異議ございませんか。
各委員	「異議なし」と呼ぶ声あり
長島委員長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり採択すべきものと決しました。
2) 議案第81号	平成30年度小美玉市一般会計補正予算(第2号) (総務常任委員会所管事項)
長島委員長	つづきまして、議案第81号 平成30年度小美玉市一般会計補正予算(第2号)総務 常任委員会所管事項について議題といたします。 執行部より説明を求めます。
立原企画財政部長	それでは、議案第81号 平成30年度小美玉市一般会計補正予算(第2号)のうち、 総務常任委員会所管についてご説明を申し上げます。 7ページをお開き下さい。 総務常任委員会所管の歳入につきましては、財政課で一括してご説明いたします。そ

ざいます。平成29年度決算に伴う実質収支は9億3,410万6,000円でございます。当初予算は3億円で繰越金を計上しておりますので、差額分を補正計上しております。

21 款 諸収入、5項、5目 雑入、退職消防団員報奨金受入金で1,728万2,000円の補正増でございます。

22 款 1項 市債、1目 総務債、被災者生活再建システム整備事業債で230万円の補正増でございます。歳入につきましては、以上でございます。

## 我妻総務部長

つづきまして、歳出について説明いたします。

はじめに、一般会計全体の職員給与費に関する補正内容を、総務課より一括して説明させていただきます。

36ページをお開きください。

2一般職(1)総括における比較の欄をご覧願います。

まず、給料でございますが、5,025 万 3,000 円の減、つぎに、職員手当 1,280 万 1,000 円の減、つぎに、共済費 308 万 6,000 円の増、以上全体で 5,996 万 8,000 円の減でございます。なお、これらにつきましては、本年 4 月 1 日付の定期人事異動等によるものでございます。よろしくお願いいたします。以上が、職員給与費の補正に関する説明でございます。

これより、各所管により歳出の説明をさせていただきますが、なお、説明については、 職員給与費を省略させていただいて、それ以外の補正内容について順次説明いたしま す。

それでは、ページを戻っていただきまして10ページをお願いいたします。

まず、総務部総務課所管について説明いたします。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費の1,792万7,000円の補正増につきましては、茨城県からの職員派遣受け入れに伴う負担金でございます。総務部所管については以上でございます。

## 佐々木企画調整 課長

つづいて、企画調整課所管についてご説明させていただきます。

同じ10ページでございます。

6目企画費、2事業 ふるさと寄附金事業につきましては、全国ヨーグルトサミット参加自治体の岡山県真庭市が平成30年7月豪雨災害によって被害を受けたことを受け、復興支援としてふるさと寄附金制度を活用した代理寄附を行うものであります。ふるさと寄附ポータルサイトの「ふるさとチョイス」を介して寄附を受付け、受入れた寄附金全額を真庭市へ支払いいたします。

役務費として寄附証明書の郵便料並びにサイト運営事業者へ支払う手数料等併せて63万2,000円、受け入れた寄附金を災害見舞金として支払う500万円、併せまして563万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

## 飯塚玉里総合支 所長

同じく 10 ページでございます。

玉里総合支所管理経費ということで、8目 支所及び出張所費、3節 玉里総合支所 管理経費でございます。

役務費 手数料で 19 万 7,000 円をお願いするものでございます。現在玉里総合支所の改修工事を行っておりまして、その中間検査、管理料検査の手数料でございます。

同じく、委託料で自動ドア保守管理委託料 16 万 7,000 円の減、今回の改修工事によりまして自動ドアを交換する内容でございましたけれども、工程が早くなりまして管理委託する業務が必要ではなくなったためによるものでございます。

11ページに移りますけれども、同じく委託料のなかの公共駐車場植栽維持管理委託料15万円ほど増額をお願いするものでございます。同敷地内にありますいちょうの木の枝払いをする委託料として経常いたしました。以上でございます。

#### 太田危機管理監

つづきまして、防災管理課所管の歳出につきましてご説明させていただきます。 同じく11ページをご覧ください。 12 目 防犯対策費 1 防犯対策経費、15 節 工事請負費 850 万円の増額補正をお願いするものでございます。防犯カメラ整備工事につきましては、今年度安全・安心に生活できるまちづくり実現に向けまして、犯罪の抑止及び地域防犯力の向上を目的に、犯罪等の発生のおそれのある場所に、防犯カメラ 10 台を設置するものでありましたが、平成 30 年度限定の茨城県警察街頭防犯カメラ設置促進事業を活用しまして、17 台の追加整備をはかるものでございます。

つづきまして、13 目 防災諸費、1 防災行政無線事務費につきましては、13 節 委 託料 27 万 8,000 円の増額補正をお願いするものでございます。本業務につきましては、平成 23 年度に防災行政無線親局とともに整備いたしました発電装置が最近の点検時におきましてエンジンが稼動しなかったということから、不具合の発生原因を確認する点検業務を行い万一に備えるものでございます。

つづきまして、2 防災対策諸費につきましては、13 節 委託料 10 万 8,000 円及び 19 節 負担金補助及び交付金 235 万円、合計で 245 万 8,000 円の増額補正をお願いする ものでございます。大規模災害時において罹災証明書の交付や、被災者台帳作成が容易 に行うことのできる被災者生活再建支援システムを茨城県と県内市町村で共同整備していくこととし、それにかかる市町村負担金が発生するものでございます。併せてネットワーク接続のために住民記録、固定資産税システムの改修が必要となり、そのための 委託料を新たにお願いするものでございます。説明は以上でございます。

## 佐々木企画調整 課長

つづいて、企画調整課所管についてご説明させていただきます。

15目 特定事業推進費、3事業 地方創生推進事業につきまして、第2次総合計画に掲げる「空の交流エリア」の交流空間の充実を図るため、空港線の沿道、空のえき「そ・ら・ら」及びその周辺地域など、茨城空港周辺の賑わいづくりを見据えたまちづくり構想を策定する経費として、まちづくり構想策定業務委託料1,000万円の新規補正をお願いするものであります。

また、財源としまして、防衛補助の「まちづくり支援事業」補助率90%を活用し実施するものであります。

## 亀山市民生活 部長

つづきまして、12ページをお開きください。

18目 市民文化交流費で説明欄の3 小川文化センター施設維持管理費99万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容でございますが、修繕料99万5,000円は消防設備関係修繕及び空調機の修理によるものでございます。以上でございます。

### 真家環境課長

つづきまして、環境課所管の補正予算をご説明いたします。

19ページをお開きください。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、6目 環境衛生費でございます。空家等対策推進事業といたしまして、4節 共済費 社会保険料15万2,000円及び7節 賃金 臨時職員賃金95万7,000円の合計110万9,000円の補正増をお願いするものでございます。こちらは、臨時職員1名の雇用に必要な人件費としてお願いするものでございます。1枚めくっていただきまして、つづきまして20ページをお開きください。

4款 衛生費、2項 清掃費、2目 塵芥処理費、1 ごみ処理施設一部事務組合負担経費といたしまして、19節 負担金補助及び交付金、1 負担金、広域ごみ処理施設建設負担金1,341万3,000円の補正増をお願いするものでございます。こちらは霞台厚生施設組合が実施する周辺道路整備事業によります事業費としまして、用地買収費、補償費、電柱移設費に係る小美玉市負担分24.12%としてお願いするものでございます。以上でございます。

# 長島消防本部次 長

つづきまして、消防本部所管の補正予算についてご説明いたします。 26ページをお開きください。

9款 1項 消防費、2目 非常備消防費、1 消防団活動経費1,728万2,000円の補 正増につきましては、平成30年3月31日付の消防団員退職者が当初の見込み数を越えた

	ため、消防団員退職報償金の不足分をお願いするものでございます。 5 自衛消防運営補助事業5万8,000円の補正増につきましては、北浦区自衛消防の 消防ホース乾燥台修繕にともなう補助金をお願いするものでございます。以上でござい ます。
長島委員長	以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。
植木委員	何点か質問させていただきたいと思います。はじめに、11ページ防犯対策経費としまして防犯カメラ整備工事の補助を受けまして、台数が増加ということで設置場所等を示していただいたのですが、もう少しどのような設置になるのかということで、あとカメラというのは全て均一のものを購入して設置するのかその辺のご説明いただきたいと思います。
太田危機管理監	植木委員からのご質問の防犯カメラの設置場所の考え方及びカメラの規格がどのようになっているかということでございます。これにつきましてご答弁させていただきます。
	まず、設置に関してでございますけれども、危険箇所ということで犯罪の発生の恐れがある場所ということで、例えば交流人口が多い箇所ということで、羽鳥駅周辺というようなことで、既に駅の公園等には設置はされておるんですけれども、近いところでさらに拡大したところで考えてございます。それと小中学校周辺ということで、小学校には付いているんですけれどもまたさらに外側の部分。あと、主要幹線交差点沿いそういったところを中心に検討しているところでございます。今回警察本部の30年度限定の補助事業の採択が受けられそうだということで、補正をしているところなんですけども、これは来年の茨城国体に向けての安全強化の一環としての県の事業ということもありまして、国体の会場地へのアクセス道路等を中心に、防犯の強化を県のほうでは進めるということで、そのための補助事業ということもありまして、今回幹線沿いの主要交差点等に設置するところが多いというようなところでございます。それと、カメラの規格ですけれどもこれは同じものでございます。県のほうの警察本部のほうの採択の承認を受けられる規格のもの全て同じものを設置させていただくということで進めてまいります。以上でございます。
植木委員	はい、分かりました。 国体に向けて安全対策ということで、ちょうど市でも考えていたところにそういった 話もあってということで増設できるということで安心しましたのでしっかりとやって いただきたいと思います。 つづきまして、同じ 11 ページの地方創生推進事業におきまして、委託料という形で 金額が 1,000 万円という形で入っていますが、空の交流空間の賑わいづくりということ で、具体的な内容等が分かれば教えていただきたいと思います。
佐々木企画調整課長	植木議員のご質問にお答えさせていただきます。 どのような内容かと、具体的な内容が決まっていたらということでございますが、現時点でこういうハード整備事業という形で現在予定しているものを入れ込んでいくというものではございません。 第2次総合計画の土地利用構想のなかで位置付けられております空の交流エリア、ゲートエリア、空港アクセス沿道エリアこの部分についての賑わいづくりを検討するうえで、市民も交えたワークショップ等を開きながら、小美玉市の特性を活かした地域振興等を検討していきたいと考えております。以上です。
植木委員	分かりました。補正で入っているということですので、年度内にそういった形で開かれるということで認識してよろしいでしょうか。

11 1 A	Other and the second of the se
佐々木企画調整	ワークショップ等につきましては、年内に2回ほど開催したいと考えております。そ
課長	のワークショップに参加していただける方につきましては公募等も含めまして、どのよ
	うな形で開催するか検討したいというふうに考えております。よろしくお願いいたしま
	す。
植木委員	分かりました。これからの事業内容の検討ということでもありますので、とにかく幅
	広い世代の方たちに来ていただけるようなそういった内容で是非進めていっていただ
	きたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
佐々木企画調整	さきほど、年内というふうに回答してしまったんですが、年度内に訂正させていただ
課長	きたいと思います。
植木委員	はい、理解いたしました。取りあえず以上です。ありがとうございます。
長島委員長	ほかに質疑はございませんか。
大和田委員	1点だけお尋ねします。
,	26ページの非常備消防費の関係ですけど、今回1,700万円ほど補正が出ていますけれ
	ども、30年度3月に退職する人の退職金不足分ということですけど約何名ぐらいなんで
	しよう。
長島消防次長	ただいまの質問にお答えします。61名でございます。以上です。
X 11/10/07/X	refer dispersion of the celebration of the celebrat
大和田委員	分かりました。61名とは相当な数だと捉えるんですけども、それでなくても定員割れ
NHI AR	をおこしているというような現状を聞いておりますので、その後補充できそうですかそ
	の辺についてお聞きしたいと思います。
	المراد عرب المراد المرا
長島消防次長	│ ただいまの質問にお答えいたします。今年の4月1日付で 30 名ほど入団しておりま
X III III III X X	す。そのほかホームページ、各分団においてできるだけ入団できるようにということで
	活動しております。以上でございます。
長島委員長	
人面女员人	計論はございますか。
	h limits C ( s ) // o
各委員	「なし」と呼ぶ声あり
長島委員長	ないようですので、討論を終結いたします。
及西安貝及	これより採決に入ります。
	議案第81号 平成30年度小美玉市一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。
	おはかりいたします。
	本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。
	一个来は原来りとおり引伏りいるものと伏りることにこ英戚こといよど7075。
各委員	「異議なし」と呼ぶ声あり
口女只	<del>                                    </del>
長島委員長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
以回安貝下	〜天賊はして恥め、平米は灰糸切とねりり仄り*^さも切と仄しました。 
2) 詳安等 07 년	 
J/ 職采界 Ø/ 写 	平成30年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算(第1号)
E.白.禾.日.日	へぶきよして 送安笠 07 旦 亚卍 90 年 年 土 羊工士 毎 国 古 世 杜 四 人 乱 壮 エ マ 竺 / 竺 ・
長島委員長	つづきまして、議案第87号 平成30年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算(第1号)な業期にいたします。執行郊とり説明な求めます。
	号) を議題といたします。執行部より説明を求めます。

	NACTOR OF THE SECTION
真家環境課長	つづきまして、議案第87号 平成30年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算(第1
	号)につきましてご説明いたします。
	歳入歳出総額から歳入歳出それぞれ 213 万 5,000 円を増額し、歳入歳出総額を 2,527
	万8,000 といたします。
	3ページをお開き願います。
	まず、歳入でございますが、3款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、1節 繰
	越金 213 万 5,000 円の増でございます。平成 29 年度決算額の確定によるものでござい
	ます。
	つぎに、歳出でございますが、1款 霊園事業費、1項 霊園施設管理費、1目 霊
	園施設管理費、1 市営霊園管理事業でございます。25 節 積立金としまして 213 万
	5,000 円の増でございます。霊園整備基金積立金でございます。以上でございます。
長島委員長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許
	します。
タチ旦	「よ」、「味が幸ま」
各委員	「なし」と呼ぶ声あり
長島委員長	ないようですので、以上で質疑を終結いたします。
	次に、討論に入ります。
	討論はございますか。
各委員	「なし」と呼ぶ声あり
長島委員長	ないようですので討論を終結いたします。
及四女员及	これより採決に入ります。
	議案第87号 平成30年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算(第1号)について採
	決いたします。
	おはかりいたします。
	本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。
各委員	「異議なし」と呼ぶ声あり
長島委員長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
4) 議案第 101 号	 動産の買入れ契約の締結について
4) 版表列101 分	労圧い
E 自 禾 吕 巨	つづきまして、議案第101号 動産の買入れ契約の締結について議題といたします。
長島委員長	
	執行部より説明を求めます。
, <u>u. 11</u> ,	
中島警防課長	それでは、議案第 101 号 動産の買入れ契約の締結についてご説明いたします。
	高規格救急自動車の買入契約の締結について、地方自治法第 96 条第1項第8号及び
	小美玉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年
	小美玉市条例第49号)第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。
	高規格救急自動車は、平成30年7月11日7社の指名競争入札により、水戸市の茨城ト
	ヨタ株式会社が税抜 4,010 万で落札いたしました。買入価格は、4,330 万 8,000 円で、
	うち消費税は 320 万 8,000 円でございます。納入期限につきましては、平成 31 年 2 月
	8日でございます。現在玉里消防署に配置されている高規格救急自動車は 11 年を経過
	し、走行距離につきましては更新時には 15 万キロを超え、高度救命処置資器材を含め
	た本車両を更新基準に基づき更新をお願いするものでございます。以上でございます。
	ご審議のほどよろしくお願いいたします。
•	•

	1
長島委員長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。
大和田委員	玉里消防署に配置されるということですけども、内訳のなかで取付品、附属品、高度 救命処置資器材とありますけど、どのような器材が特別新しいものが入っているのかど うかその辺についてお答え願いたいと思います。
中島警防課長	資器材の新規につきましては、全自動高圧蒸気滅菌器及びベインライト EMS ポケット型静脈描写ライト等納入いたします。以上でございます。
大和田委員	分かりました。大変高額な買入れですので入札の経過を聞いていいですか。7社で入札をしたということでトヨタ自動車が4,010万円で落札したようですけれども、落札は1回で落札したものか、それとも数回に渡って落札したのかその経過について金額についてもできればお知らせいただきたいと思います。
中島警防課長	はい,一回で落札いたしました。入札指名業者7社の選定でございますが、車両販売、 特殊車両等3社、また医療機器及び医薬品等で4社、高度救命処置資器材を高規格救急 自動車に積載しまして、車両メーカーと医療機器等を合わせた中で,実績,取扱いのあ る業者を選定いたしました。以上でございます。
大和田委員	車はトヨタだけなの。
中島警防課長	はい、茨城トヨタ自動車株式会社、株式会社モリタ東京営業部、帝商株式会社でございます。以上でございます。
大和田委員	参考までに、その3社の入札状況を教えていただきたいんですけども。
中島警防課長	茨城トヨタ自動車株式会社が一回で落札いたしました。金額につきましては、 茨城トヨタ自動車株式会社が 4,010 万円で、株式会社モリタ東京営業部が 4,230 万円、 帝商株式会社が 4,250 万円でございます。以上でございます。
大和田委員	はい、了解しました。
長島委員長	そのほか質疑ございますか。
各委員	「なし」と呼ぶ声あり
長島委員長	ないようですので、以上で質疑を終結いたします。 次に、討論に入ります。 討論はございますか。
各委員	「なし」と呼ぶ声あり
長島委員長	ないようですので討論を終結いたします。 これより採決に入ります。 議案第 101 号 動産の買入れ契約の締結について採決いたします。 おはかりいたします。 本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。
各委員	「異議なし」と呼ぶ声あり

長島委員長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
5) その他	
長島委員長	つづいて、その他に入ります。 何かご質問ございますか。
各委員	「なし」と呼ぶ声あり
長島委員長	それでは、議会案件となりますが、内容によっては執行部に意見を求める場合がございますので、最後まで残っていただけますようお願いいたします。 では、一旦休憩にしたいと思います。
	午後 14 時 20 分 休憩 午後 14 時 30 分 再開
長島委員長	休憩前に引きつづき会議を開きます。
【議会案件】 ・議会報告会の ・視察研修につ ・その他	 質疑に対する回答について いて
長島委員長	はじめに、消防関係のほうで訂正があるようです。

艾局安貝艾	はしめに、伯四角体のはりで訂正がめるようです。
中島警防課長	さきほどの入札金額の訂正がございますので、大変申し訳ございませんでした。 茨城トヨタ自動車株式会社 4,010 万円、株式会社モリタ 東京営業部 4,230 万円、帝 商株式会社 4,250 万円です。以上でございます。大変申し訳ございませんでした。
長島委員長	それでは、議会報告会の質疑に対する回答について、皆さまのお手元にお配りしてあります。 総務常任委員会として回答すべきものとして一覧にしたものであります。回答案をま とめてみましたので、委員会の回答としてよろしいかを含めてご意見をいただきたいと 思います。 まず、1番目から順に確認していきたいと思います。村田副委員長よりお願いいたします。
村田副委員長	財政課担当です。 質問は、平成30年度会計予算について。 ・予算において市債が8億7,100万円増えている理由は何かという質問に対しまして、 委員会の回答でございます。 ・合併特例債が主な増加要因となっており、特にJR羽鳥駅橋上化工事及び小川南小学校 建設工事に伴うものが前年度より大きくなっています。
長島委員長	1番目につきまして、委員の方から何かございますか。
小川委員	会計予算において市債が8億7,100万円という質問だったかと思うのですが、正確な数字は8億710万円だと思いますのでよろしくお願いします。
長島委員長	本件につきましては、質問者が間違えて質問したと数字を。ですからそのまま載せて No.21-12

	あるということなんですが、この件について本当は8億710万円という数字のようなん
	ですが、質問者が8億7,100万円というような数字にということで。
岩本委員	委員会の回答の下に、注釈か何かつけてあげたら。
長島委員長	いま、岩本委員の言うようにかっこして正確な数字はこうですということでそのようにいたします。この委員会の回答は執行部の回答につきまして、ほぼ見ていただくと同じようなんですが、ちょっと委員会のほうでまとめた分もありますのでそういうことでお願いしたいと思います。 1番についてよろしいでしょうか。
各委員	「異議なし」と呼ぶ声あり
長島委員長	では、次に進みます。
村田副委員長	企画調整課担当です。 質問は、公共交通ネットワークシステムについて。 ・公共交通に関して、現状、適正に問題なく運行できているのかということに対しての 委員会の回答です。 ・平成 25 年 10 月の運行開始から 5 年弱が経過し、利用者は運行開始の年間利用者数 17,966 人から 22,034 人と約 2 割の増加となっています。また 1 日あたりの利用者では、 平日運行の比較で 73.6 人に対し 82.0 人と増加しております。全体の 4 割が高齢者の利 用で、次いで 3 割が学生となっており、交通弱者の足として利便性の向上が図れ、公共 交通として定着してきていると感じています
長島委員長	2番についてお願いいたします。
各委員	「異議なし」の声あり。
長島委員長	ありがとうございます。 次に進みます。
村田副委員長	施設整備課担当です。 質問は、公共施設ブロック塀安全対策について。 ・大阪の地震で公共施設のブロックが倒れて小学生が亡くなったが、小美玉市での公共 施設のブロックの安全確認対策は終わっているのか。 委員会の回答です。 ・大阪の事故後に、国土交通省から提示された「ブロック塀の点検のチェックポイント」 に基づく点検を行い、各校の状況を確認したと報告を受けています。その結果、破損し た塀やグラついている塀はありませんでしたが、近付かないよう対策を講じたとのこと です。今後は有資格者による点検を行い、安全対策を実施していくとのことです国・県 の指導に従い対策を施していくとのこと。一般のブロック塀に対しては、市のIPのほう に安全対策、安全基準を掲載して啓発という形で発信していく。
長島委員長	3番目についてお願いします。 よろしいですか。
植木委員	委員会の回答として発信していくという形で言葉が終わっているというのは、委員会 で発信していくのではないのでそこだけ直していただければと思います。
岩本委員	市のHPで発信していくだから。

植木委員	いいんですか。
岩本委員	いいんじゃないの。
長島委員長	HP とかそういうのは発信していくという言葉ですよね。
岩本委員	市の HP で掲載してそれを発信していきますということなんだから。
植木委員	発信していくとか確認とかこれで成立していますか。
長島委員長	発信しますではおかしくなっちゃうかな。
岩本委員	市の HP のほうに安全対策、安全基準を掲載して啓発という形で発信していくということ。
植木委員	していくことを確認したとか。そういうふうな感じなのかなと思ったんですけど。これだと執行部の完全に答えになってしまうかなと。
岩本委員	なるほどそういうことね。
植木委員	はいはい。委員会で執行するわけではないので。
岩本委員	発信していくことを確認したでいいんじゃない。
長島委員長	それでは、いま植木委員がお話ししたように、発信していくと確認したということで 訂正をしときます。 次に進みます。
村田副委員長	企画調整課担当です。 質問は、公共交通とスクールバスについて。 ・通学用に時間がずれていても、子どもたちがバスを利用できるよう、スクールバスと 併せ、公共交通が相互利用できるよう協議を進めてほしい。 委員会の回答です。 ・現在、循環バスは36人乗りの小型バス2台並びに13人乗りのワゴン車2台の計4台 で運行しており、学校の通学時間に併せた運行を検討しましたが、常磐線発着に併せた 運行が難しくなり、バスの台数を増やさないとスクールバスとの併用が難しい状況にあ るとのことです。現在、堅倉小学校において、通学に民間バス路線を利用した通学が行 われている現状を踏まえ、市スクールバスの運用と整合を図れるよう関係所管と調整し ていくとの報告を受けています。
長島委員長	よろしいですか。
各委員	「はい」と呼ぶ声あり。
長島委員長	では、次に進みます。
村田副委員長	市民協働課担当です。 質問は、まちづくり事業について。 ・まちづくり事業予算が昨年度より増加している理由、どのように生かしているのか。

	委員会回答です。
	・平成30年まちづくり事業予算を増額している主な要因としては、新たに学区まちづく
	り組織を設立させ、それら組織に対して活動支援をするための増額とのことです。
長島委員長	6番目についてどうですか。
岩本委員	これ質問のほうは増加している理由と、もうひとつどのように生かしているのかというのがあるからその回答にはなっていないと思うんだよね。増額の理由だけだよね。
長島委員長	そうですね。増額については回答しているけど、今後どのように生かしていくかというふうについては。
岩本委員	これ難しいのは、まちづくり事業に対して予算をつけてあるんでしょ、組織をいろいろ増やしたりして。生かしてもらうのはまちづくり組織のほうなので、議会のほうで生かしているというのはなんか。執行部とか議会のほうでどういう解釈するかというのはなかなか回答に困ると思うんだけど、生かしてもらうのは相手側があることだからどういう指導をしているかとかそういったことが分かればそういったことを載せればいいんじゃないのかなと思うんだけど。
植木委員	あとは、ほんとにそのまま各行政とかそういった組織に任せて。
岩本委員	まちづくり委員に対して組織に補助を充てるにあたっては要綱があるわけでしょ。こういう組織であるということとか。その要綱がまちづくりとして認められたからだと思うのだけど、それが生かしていくということに繋がるんじゃないかなと思います。うまく何かそういった部分を回答に入れてあげたほうがいいのかなと。
長島委員長	岡野市長公室長。担当部署として。
岩本委員	これ委員会の回答だから。 ただ方向だけもし分かれば、どういう要綱のもとでまちづくり組織として認めている のか分かれば。
岡野市長公室長	どのように生かしているのかということで、いま議論をされていると思います。いまの岩本委員、植木委員のほうでお話しされたとおりだと思うのですけども、各まちづくり団体のほうで創意工夫のもとに地域活動をやっているということを踏まえまして、市長がまちづくり組織のほうにこの団体には補助金をやってもいいかという諮問を出して、それでOKをもらうという形を取らせていただいておりますので、あくまで市民のほうでお互いの事業、イベント、行事、そういったものを認めあって活動しているというのがひとつになっているということですから、生かしているかというと当然要綱もございまして、行政の内容に沿っているかとか、地域住民がみんな参加できる体制になっているかとかいろんな要件要綱がございます。ですからいま岩本委員がおっしゃったように、地域団体のほうで十分に生かしていただけるように我々も補助金のほうを交付させていただいているということですから、生かしているのは市民団体のほうが生かされていると思います。我々判断して行政のほうは進めている次第です。
岩本委員	要綱に則って補助金を出しているで、生かしていただきたいのような文章を付け加えればいいんじゃない。
植木委員	あとよろしいですか。いま、岩本委員がおっしゃられたのに加えて、例えば何々地区ではこういった事業を展開していますというような形でお伝えするというのもどうなんでしょうかね。

岩本委員	ここで何々地区だけ限定しちゃったらまずいと思うよなきっと。
植木委員	中途半端に。
岩本委員	そう。
植木委員	そうしたら全部。
岩本委員	うちのほうだってこんなのやっているよって話しになるから、それは限定した地区の ことは委員会の回答には載せないほうがベターだと思います。
長島委員長	でなければ、市報に定期的に。
植木委員	順番で出して。
長島委員長	そうそう。
植木委員	はい。
岡野市長公室長	いま、お話しありましたように、市のほうでは市民まちづくりの話題ということで、そういう団体の活動については定期的にというかほぼ毎回のように、「広報おみたま」のほうに掲載させていただいております。3月末の小美玉市民の日に各そういう活動団体のほうの紹介ということでペーパー等を配布させていただきまして、こういう活動を地域で行っているということをPRさせていただいておりますので、そちらのほうもご覧いただきたいと思います。
岩本委員	そしたら、市のほうの広報を見ると各団体の活動内容が分かるので、生かされている と思いますということでいいんじゃない。
長島委員長	いろいろご意見いだきました。それでは、わたしのほうでいまのようなお話しをまとめまして。
岩本委員	任せます。
長島委員長	任せていただきます。ありがとうございます。 次に進みます。
村田副委員長	環境課担当課です。 質問は、霞ヶ浦のゴミ問題について。 ・霞ヶ浦のクリーン作戦を行っているが、湖川の堤防に、流木や釣り客のゴミがかなり 多い。 ・堤防の湖側は国の管轄なので、市のほうも中々難しいとのこと。 ・流木類の撤去、搬出などはボランティアでは困難であり、この課題についてどう考え ているのか。 委員会回答です。 ・霞ヶ浦湖内及び湖岸については、国の機関である霞ヶ浦河川事務所が河川法及び関係 法令に基づき管理を行っているので、引きつづき地域からの意見要望を伝えながら、実 効的な対策が講じられるよう調整に努めてほしいと要望しました。

ルナイロ	66H) 2 ) 7 2 0 1 3 2 4 1 0 2 2 2 3 3 3 3 4 4 5 5 7 3 3 3 4 4 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7
岩本委員	質問したほうの人が、多少のゴミなんかはボランティアでできるんだけど、流木とか
	そういったものはとてもボランティアで出せるレベルではないというようなことだった
	と思うので、河川法とか慣例法令には流木とかなんかあった場合にはどうそれを処理す
	るというのは明記されていないのかな。霞ヶ浦の河川事務所のほうで撤去するような要
	綱にはなっていないのかな。
長島委員長	この件に関しましては、ゴミ関係の別な委員会があってそこでもこの周辺の区長だと
7 1, 4212 (7 1	思ったのですが、この問題について質問があったのですが、担当部署のほうでどういう
	回答をしたのでしょうか。
真家環境課長	ただいまの流木等も含めまして、霞ヶ浦の湖岸につきましては管理が霞ヶ浦河川事務
· 吴冬朱况怀以	所のほうでございますので、これにつきましては流木も含めてゴミという考えで河川事
	務所のほうに撤去を含めて調整してまいりたいと考えております。
111 1 7 1	
岩本委員	そしたら、流木なんかを見た場合は河川事務所に連絡すれば撤去してもらえるのこれ。
真家環境課長	現在調整そういったものと、古い船などを含めまして調整をいましているところでご
	ざいまして、国からの回答では河川事務所の回答では、非常に予算の関係とかいろいろ
	調整したなかで小美玉からの要望はありますが、ほかの自治体からはないので、その辺
	も含めて調整しますという回答をいただいているところでございます。
岩本委員	であれば、こういう回答しかないね。
長島委員長	そうですね。要望ということでハッキリした回答はいただいていないということです
艾荷安貝艾	
	よね。では、この調整に努めてほしいというのは要望しましたということでよろしいで
	すか。
カエロ	
各委員	「はい」と呼ぶ声あり
長島委員長	では、次に進みます。
村田副委員長	市民協働課、環境課担当です。
	質問は、空家、区未加入対策等について。
	・区に入らない未加入率が多くなっている。
1	・空家が増えている状況に加え、若い世代が区に入らなくなっている。
	<ul><li>・空家が増えている状況に加え、若い世代が区に入らなくなっている。</li><li>・市民の代表として、市のほうにも言っていただきたい。</li></ul>
	<ul><li>・空家が増えている状況に加え、若い世代が区に入らなくなっている。</li><li>・市民の代表として、市のほうにも言っていただきたい。</li><li>委員会からの回答です。</li></ul>
	<ul><li>・空家が増えている状況に加え、若い世代が区に入らなくなっている。</li><li>・市民の代表として、市のほうにも言っていただきたい。</li><li>委員会からの回答です。</li><li>・行政区への未加入については、市区長会役員会で各地区での現状を把握し、対応策等</li></ul>
	<ul><li>・空家が増えている状況に加え、若い世代が区に入らなくなっている。</li><li>・市民の代表として、市のほうにも言っていただきたい。</li><li>委員会からの回答です。</li><li>・行政区への未加入については、市区長会役員会で各地区での現状を把握し、対応策等を協議していき今後転入者については、行政区加入の必要性を説明し、加入促進に努め</li></ul>
	<ul><li>・空家が増えている状況に加え、若い世代が区に入らなくなっている。</li><li>・市民の代表として、市のほうにも言っていただきたい。</li><li>委員会からの回答です。</li><li>・行政区への未加入については、市区長会役員会で各地区での現状を把握し、対応策等を協議していき今後転入者については、行政区加入の必要性を説明し、加入促進に努めていくとのことです。また、空家については、環境課において空家バンクを本年度内に</li></ul>
	<ul><li>・空家が増えている状況に加え、若い世代が区に入らなくなっている。</li><li>・市民の代表として、市のほうにも言っていただきたい。</li><li>委員会からの回答です。</li><li>・行政区への未加入については、市区長会役員会で各地区での現状を把握し、対応策等を協議していき今後転入者については、行政区加入の必要性を説明し、加入促進に努め</li></ul>
E 白 孑 D E	<ul> <li>・空家が増えている状況に加え、若い世代が区に入らなくなっている。</li> <li>・市民の代表として、市のほうにも言っていただきたい。</li> <li>委員会からの回答です。</li> <li>・行政区への未加入については、市区長会役員会で各地区での現状を把握し、対応策等を協議していき今後転入者については、行政区加入の必要性を説明し、加入促進に努めていくとのことです。また、空家については、環境課において空家バンクを本年度内に設け、空家の流通促進を図っていくとの報告を受けました。</li> </ul>
長島委員長	<ul><li>・空家が増えている状況に加え、若い世代が区に入らなくなっている。</li><li>・市民の代表として、市のほうにも言っていただきたい。</li><li>委員会からの回答です。</li><li>・行政区への未加入については、市区長会役員会で各地区での現状を把握し、対応策等を協議していき今後転入者については、行政区加入の必要性を説明し、加入促進に努めていくとのことです。また、空家については、環境課において空家バンクを本年度内に</li></ul>
	<ul> <li>・空家が増えている状況に加え、若い世代が区に入らなくなっている。</li> <li>・市民の代表として、市のほうにも言っていただきたい。</li> <li>委員会からの回答です。</li> <li>・行政区への未加入については、市区長会役員会で各地区での現状を把握し、対応策等を協議していき今後転入者については、行政区加入の必要性を説明し、加入促進に努めていくとのことです。また、空家については、環境課において空家バンクを本年度内に設け、空家の流通促進を図っていくとの報告を受けました。</li> <li>8番についてご意見ありますか。</li> </ul>
長島委員長各委員	<ul> <li>・空家が増えている状況に加え、若い世代が区に入らなくなっている。</li> <li>・市民の代表として、市のほうにも言っていただきたい。</li> <li>委員会からの回答です。</li> <li>・行政区への未加入については、市区長会役員会で各地区での現状を把握し、対応策等を協議していき今後転入者については、行政区加入の必要性を説明し、加入促進に努めていくとのことです。また、空家については、環境課において空家バンクを本年度内に設け、空家の流通促進を図っていくとの報告を受けました。</li> </ul>
各委員	<ul> <li>・空家が増えている状況に加え、若い世代が区に入らなくなっている。</li> <li>・市民の代表として、市のほうにも言っていただきたい。</li> <li>委員会からの回答です。</li> <li>・行政区への未加入については、市区長会役員会で各地区での現状を把握し、対応策等を協議していき今後転入者については、行政区加入の必要性を説明し、加入促進に努めていくとのことです。また、空家については、環境課において空家バンクを本年度内に設け、空家の流通促進を図っていくとの報告を受けました。</li> <li>8番についてご意見ありますか。</li> <li>「なし」と呼ぶ声あり</li> </ul>
	<ul> <li>・空家が増えている状況に加え、若い世代が区に入らなくなっている。</li> <li>・市民の代表として、市のほうにも言っていただきたい。</li> <li>委員会からの回答です。</li> <li>・行政区への未加入については、市区長会役員会で各地区での現状を把握し、対応策等を協議していき今後転入者については、行政区加入の必要性を説明し、加入促進に努めていくとのことです。また、空家については、環境課において空家バンクを本年度内に設け、空家の流通促進を図っていくとの報告を受けました。</li> <li>8番についてご意見ありますか。</li> </ul>
各委員	<ul> <li>・空家が増えている状況に加え、若い世代が区に入らなくなっている。</li> <li>・市民の代表として、市のほうにも言っていただきたい。</li> <li>委員会からの回答です。</li> <li>・行政区への未加入については、市区長会役員会で各地区での現状を把握し、対応策等を協議していき今後転入者については、行政区加入の必要性を説明し、加入促進に努めていくとのことです。また、空家については、環境課において空家バンクを本年度内に設け、空家の流通促進を図っていくとの報告を受けました。</li> <li>8番についてご意見ありますか。</li> <li>「なし」と呼ぶ声あり</li> </ul>
各委員	<ul> <li>・空家が増えている状況に加え、若い世代が区に入らなくなっている。</li> <li>・市民の代表として、市のほうにも言っていただきたい。</li> <li>委員会からの回答です。</li> <li>・行政区への未加入については、市区長会役員会で各地区での現状を把握し、対応策等を協議していき今後転入者については、行政区加入の必要性を説明し、加入促進に努めていくとのことです。また、空家については、環境課において空家バンクを本年度内に設け、空家の流通促進を図っていくとの報告を受けました。</li> <li>8番についてご意見ありますか。</li> <li>「なし」と呼ぶ声あり</li> <li>ないようですので、これで回答といたします。</li> </ul>
各委員長島委員長	<ul> <li>・空家が増えている状況に加え、若い世代が区に入らなくなっている。</li> <li>・市民の代表として、市のほうにも言っていただきたい。</li> <li>委員会からの回答です。</li> <li>・行政区への未加入については、市区長会役員会で各地区での現状を把握し、対応策等を協議していき今後転入者については、行政区加入の必要性を説明し、加入促進に努めていくとのことです。また、空家については、環境課において空家バンクを本年度内に設け、空家の流通促進を図っていくとの報告を受けました。</li> <li>8番についてご意見ありますか。</li> <li>「なし」と呼ぶ声ありないようですので、これで回答といたします。次、お願いします。</li> </ul>
各委員	<ul> <li>・空家が増えている状況に加え、若い世代が区に入らなくなっている。</li> <li>・市民の代表として、市のほうにも言っていただきたい。</li> <li>委員会からの回答です。</li> <li>・行政区への未加入については、市区長会役員会で各地区での現状を把握し、対応策等を協議していき今後転入者については、行政区加入の必要性を説明し、加入促進に努めていくとのことです。また、空家については、環境課において空家バンクを本年度内に設け、空家の流通促進を図っていくとの報告を受けました。</li> <li>8番についてご意見ありますか。</li> <li>「なし」と呼ぶ声あり</li> <li>ないようですので、これで回答といたします。</li> </ul>

	・原案可決と認定可決の使い分けについて教えていただきたい。 委員会回答です。
	安貞云四合 ( )。  ・表決の結果として得られる議会としての意思の決定を議決といい、対象となる事項、
	事柄により様々な形態があります。主なものとしては、可決、否決、修正、同意、承認、
	認定、採択、不採択などです。予算や条例、意見書、決議などは可決、専決処分の報告
	は承認、決算は認定、副市長、教育長などの人事は同意、請願・陳情は採択、不採択と
	使い分けています。
長島委員長	9番についてご意見等お願いします。
岩本委員	これは、当日回答わたしが回答したんです。勉強して委員会回答ぐらい言えるように
	勉強しときます。すみません。
長島委員長	回答これでよろしいですか。
各委員	「異議なし」と呼ぶ声あり
長島委員長	次に進みます。
村田副委員長	議会担当です。
	質問は、議員提案議案数について。
	・合併後の議員提案の議案数は何件あるのか。
	委員会回答です。
	・合併後の議員提案の議案数は60件です。
各委員	「異議なし」と呼ぶ声あり
長島委員長	では、次に進みます。
村田副委員長	総務課担当課です。
	質問は、条例について。
	・公園以外にも、防災の問題だとか、おおもとの法律が変わる場合には、各市町村の条 例も変わるのか。
	ありまわるのか。   委員会回答です。
	・上位法の改正に合わせ、必要に応じて条例改正を行うことになります。
各委員	「異議なし」と呼ぶ声あり
長島委員長	それでは、最後 12 番目になります。
村田副委員	秘書政策課担当課です。
	質問は、市政モニターについて。
	・市政モニターの回答書は、市長、部署名が記載されたものが返ってくるが、議員さんによるの内容が同ってくるのか。
	にもその内容が回ってくるのか。 ・市民の声でもあるので、議員の皆さんにも伝わるようになれば。
	委員会回答です。
	・回答書については、直接議会では目にするものではありませんが、市のホームページ
	や一部を市広報紙に掲載しているとのことですので、市民の声でもある市政モニターの
	活動にも注視していきたいと思います。
長島委員長	12 番についてご意見ありますか。

岩本委員	これも当日回答もわたしなんですけど、議会からも執行部からも便宜はしていなということだったんだけど市政モニターのほう。だから、議会から執行部に要望させていただきますと言っている部分もあるので、それと執行部の回答にも要請により議会の提供も対応しますとなっているので、例えば所管ごとか何かに市政モニターのそういったものもご報告いただければ市民の声がさらに議会にも伝わるということにもなると思うので、是非そういった回答にしていただければと思います。
長島委員長	いま、岩本委員のほうからお話しありましたように担当が秘書政策課ですかね、そういうことでよろしくお願いしたいと思います。 以上で総務常任委員会所管事項の回答は終了いたしました。そのなかで訂正、修正があった内容についてわたくしのほうでまとめさせていただき、報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。
岩本委員	この間の全協のときに、報告会での反省あるいは注意事項、そういった部分のまとめを各常任委員会でやるというふうに、議会活性化の委員長が言ったと思うんだけどそれ はどうなりましたか。
長島委員長	いま、岩本委員のほうでお話しがあったのは、1班から3班までの各々の反省会ということですか。
岩本委員	本来であれば班別会議を速やかに行って、その班の中で反省点だったり、こういった部分が良かったから来年度に繋げていこうとかそういった部分を各班で取りまとめるべきなんだよね。それはやらないということで、各常任委員会とか特別委員会でやってくれという話だったと思うんだよねこの間の全協で。
長島委員長	これはいまの12項目はそのなかの1つとしてわたしは理解しているのですが、いま、 岩本委員からのお話しのように、各常任委員会とやるといってもこれ実際班別ではバラ バラになっちゃうてるんですよね。ですから話しができないんですよね。それについて はまだ活性化委員長来ておりませんので、わたくしも常任委員会委員長の一人でありま すので、そのほうを再度確認して他2名の委員長ともよく相談しましてどういうふうに するか検討させていただきます。
岩本委員	一番大事なことだと思うんだよね。やりっぱなしではいけないと思うので、確かにいま委員長が言われたように、3班でやっているんだから常任委員会とか特別委員会で反省まとえようと言ったってこれ無理なんだよね。しかも2ヶ月も経っていて。だからその旨は各常任委員会委員長さんで良く打ち合わせをして今後こういうことがないように申し伝えをお願いします。
長島委員長	分かりました。いま、お話しのとおり委員長どうしで確認しまして、活性化委員長のほうに協議したいと思います。
岩本委員	はい結構です。
長島委員長	ここで、執行部の皆さん退席していただいて結構でございます。 引きつづき、皆さんのお手元に視察研修についてということで資料があると思います。 日程は10月22日から23日の日程で、島根県雲南市と松江市へ研修する予定になっております。視察の内容について研修地への質問等がございましたら、定例会最終日の26日までに事務局へお願いいたします。 また、出欠についても皆さまのご都合を、定例会最終日の26日までに事務局へご報告をお願いいたします。

	T
岩本委員	いま、委員長が言ったのは、視察の目的とか現地にあわせてこういったことをあらか じめ質問事項で送ってくれるということね。こっちの意見を伝えれば。事務局のほうに 言えばそれをだいたい研修のときにいつもあらかじめ質問事項は向こうで用意してある と思うのだけどそれをやってくれるということ。
長島委員長	事前に来るの。向こうで報告してくれるんではなくて。
中村書記	質問があれば前もって向こうの市役所のほうに、報告させていただく形です。
岩本委員	質問事項を向こうに出しといて。その質問事項を事務局に言って OK ということ。
小川委員	質問内容でしょ。
岩本委員	ただ要は各委員がこんなこと、こんなこと、って言ってもいっぱいになっちゃったら、これ収集つかなくなっちゃうと思うんだけど、委員会でまとめて委員のなかでこんなことをあらかじめ調べてもらいたいなとか、こういった答弁もらいたいなというのがあるとしても、1回事務局にみんなが銘々出すよりも、委員長、副委員長に出してそのなかからいっぱい出た場合はね、委員長、副委員長でまとめてこれを抜粋してこれをちょっと質問として向こうに求めておきましょうというのがいいとは思うのだけど。収集つかなくなっちゃうような気がするんだけど。
長島委員長	分かりました。提出は事務局でいいと思いますが、委員長、副委員長で確認しましてこれはいいんじゃないかなというのがあれば省いて、それはわたしの判断で任せいただいてそういうことでよろしくお願いします。 それと、さきほど岩本委員のほうから議会報告会の反省会ということで、わたしのほうでさきほど委員長どうしということでお話ししたんですが、最終日に議会活性化委員会があるんですよ。ですからその委員会で良くわたしのほうからも話ししまして
岩本委員	最終日じゃない25日でしょ。
長島委員長	あっ、25 日か。その前の日だね。ですからそのときにこういう意見というかお話しが 出ているのでということでそれも議題にしていただいて、いま何回も言うように早急に 日にちがあまり経つとあれですからそういうことでご了承。
岩本委員	この間の全協のときには、25日のときまでに各委員会、常任委員会で反省をまとめてもらって、それで25日に調整するということだと思うんだよ。言っていた趣旨は委員長が。議会報告会の反省内容を25日までに全部常任委員会も特別委員会も終わっているわけだから、だからそのときに各まとめて25日のときに反省とかそういった部分をまとめましょうということだから、本当はその前に全回の7月末か8月頭にやった議会報告会の反省点などをまとめてそれを集約するのが25日のはずなんだ。
長島委員長	でも何回も言うようだけれども、この委員会ではまとまんない。
岩本委員	まとまんない、そうなんだよね。ただ、当日は全協のときには、谷仲委員が聞いたときに班別をやる必要はないということをハッキリ言ったんだよね、委員長がそれは 25日のときに良く話し合ってもらったほうがいいね。
長島委員長	分かりました。何回もやっていてもその都度その都度いろいろな意見が出たり何なり、 やっぱりね。いろんな反省点というのは出てくると思うんだよね。ですからわたしのほ うでも委員長のほうに良く話しておきます。

	それでは、皆さんのほうで何かありますか。
各委員	「なし」と呼ぶ声あり
長島委員長	それでは、本日の協議は全て終了しました。皆さまご苦労さまでした。ありがとうご ざいました。
閉会 : 午後3時08分	